

回 答 書

物品の名称：祝子発電所ほか 8 か所の容量価値売却（発動指令電源）

質 問 事 項	<p>1. 当社が OCCTO に確認したところ、安定電源と発動指令電源の併用の場合に基準となる安定電源のアセスメント対象容量は「各月の供給力」として提出した値ではなく「応札容量」になるとのことでした。また、水量不足などによる停止（燃料制約）は停止計画対象とはならず、安定電源作業時としてアセスメント容量の引き下げ対象にはならないとのことでした。そのため、仕様書 6（2）の記載のアセスメント容量は全ての期間で「応札容量」を参照することによろしいでしょうか？</p> <p>2. 容量停止計画の対象となりアセスメント容量が引き下げられるのは「電源等の維持・運営に必要な作業」 および「その他要因(発電設備自体の作業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等)」の場合と認識しております。別紙 1 の停止期間内訳のうち、上記要因にて停止する期間はどれになりますでしょうか？</p> <p>3. 猿瀬発電所の出力抑制が開始されたのは令和 5 年の何月何日からでしょうか？</p> <p>4. 実効性テストのタイミング次第では算出される契約容量が 1 万 kW 以上など非常に大きな値となる可能性があります。当該契約容量が応札者の落札容量等を鑑みて対応出来ない場合、契約容量の上限を設定することが可能と考えてよろしいでしょうか？</p> <p>5. 契約書(案)について、4 条の代金の支払いで、甲の指定する期日とありますが、いつ頃を想定されていますか。容量市場における容量提供事業者が OCCTO から報酬を受け取る時期より以降(契約者の乙が、容量確保金を受領した後)との認識でよいでしょうか。</p> <p>6. 契約書(案)について、7 条の「所有権の移転：容量価値の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転するものとする」とは、どういう意味を指すのでしょうか。</p> <p>※具体的にご説明いただけると幸いです。</p>
------------------	--

※「容量価値の所有権は、乙が売買代金を完納したとき、乙に移転」とありますが、乙が甲が所有する施設をアグリゲートし発動指令電源へ参加するためには、事前に売買代金を支払うという意味でしょうか？→上記⑤の4条にも関連しますが、乙から甲への支払いは、容量提供事業者(乙)が OCCTO から報酬を受け取った時期より以降ということで、協議は可能でしょうか。

7. 弊社は九州エリアでの発動指令電源のオークションについて、戦略的パートナーシップ契約を締結している別のアグリゲーターと共同で応札を行っています。オークションの応札に際しては、制度上いずれかの名義で行うことが必要なため、当該別アグリゲーターの名義で弊社電源分の応札も行っているとの事情がございます。2026年度については、本入札の容量価値を十分に賄える容量を弊社分として落札・確保しています。また、電源I' 廠気象調整対応力・容量市場発動指令電源のアグリゲーターとしての実務にも従来より取り組んできており、本件業務も問題なく遂行できるものとの認識でございます。以上より、本件入札への参加は可能と考えますが、差支えございませんでしょうか。なお、参加申出の際の提出書類も準備いたします

回
答

1. 電力広域的運営推進機関が示すとおり、別紙3記載の「応札容量」(=契約容量)を参照するものとします。なお、仕様書のとおり、期待容量(システム登録時)の算定は受注者が行うものとします。

2. 別紙1記載の停止期間内訳表のうち、2026年4月23日13:00～2026年4月23日17:00に予定されている「電気取扱業務に係る特別教育」以外の全ての停止作業が「電源等の維持・運営に必要な作業」に該当します。

3. 別紙2発電日報のエクセルファイルのタブ「R5 猿瀬」の上部に記載のとおりです。

4. 契約容量の上限の設定については、発注者が入札段階において個々の事業者の状況を事前に関知できないことから、現段階ではお答えできません。実際に余剰が発生する場合の対応については、双方協議の上で決定することとします。

5. 乙から甲への支払いは、容量確保契約金を受領した後でも可能としますが、具体的な支払期限については、仕様書に記載のとおり、別途協議するものとします。また、支払の詳細については、契約書(案)(料金)第2条第2項のとおり、実効性テスト後に甲乙協議の上、別途、覚書等を結ぶことにより定めるものとします。

6. 契約書（案）（所有権の移転）第7条は、受注者が発注者に代わって容量価値の売却を代行するにあたり、その所有権は支払の完了まで発注者に帰属することを示しております。本契約においては、売却を代行するにあたり、事前に代金の支払いを求めることはありません。支払時期や期限に関しては、5. の回答のとおりです。

7. 入札公告及び入札説明書のとおり、「令和8年度の容量市場において九州エリアに発動指令電源(アグリゲート)として電源等情報登録を行い、電力広域的運営推進機関と容量確保契約を締結した者であること。」を条件として「令和8年度容量確保契約書及び電源等情報登録通知書（九州エリア）の写し」をご用意いただくことが入札参加資格要件となっております。